

令和7年第4回玉東町議会定例会会議録

令和7年12月10日玉東町議会第4回定例会を議場に招集された。

1. 令和7年12月10日午前10時00分招集
2. 令和7年12月11日午前9時58分開議
3. 令和7年12月11日午後2時57分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場
6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行		
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	清田 善雅	町民生活課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健子ども課長	清田 浩義	会計管理者	大城戸 雅昭
教育委員会 事務局長	松永 敏	農業委員会 事務局長	小島 隆一
福祉課長	岩川 康幸		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	小山 めぐみ
--------	-------	---------	--------

-
10. 議事日程

日程第1	議案第50号	令和7年度玉東町一般会計補正予算(第4号)専決第7号
日程第2	議案第51号	玉東町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第3	議案第52号	玉東町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第4	議案第53号	玉東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第54号 玉東町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第55号 玉東町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第56号 令和7年度玉東町一般会計補正予算（第5号）

日程第8 議案第57号 令和7年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第58号 令和7年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第59号 令和7年度玉東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第60号 令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

4番 狩野 勝次

5番 坂村 勇治

開議 午前9時58分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第50号 令和7年度玉東町一般会計補正予算（第4号）専決第7号

○議長（松尾純久君） 日程第1、議案第50号「令和7年度玉東町一般会計補正予算（第4号）専決第7号」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、議案第50号について御報告申し上げます。

まず議案書のほうをご覧ください。

議案第50号、専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。令和7年12月10日提出、玉東町長。

1、処分件名、令和7年度玉東町一般会計補正予算（第4号）。

2、処分年月日、令和7年10月3日。

提案理由です。不利益処分についての審査請求に伴う弁護士費用等を専決処分したものであります。

続いて専決処分書です。専決第7号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度玉東町一般会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分する。令和7年10月3日専決、玉東町長です。

続いて予算書のほうをご覧ください。1枚おめくりください。

専決第7号、令和7年度玉東町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億1,794万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条（地方債の補正）地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。令和7年10月3日専決、玉東町長です。

今回専決処分しました補正予算（第4号）の概要としましては、2点の経費を計上しております。まず1点目が、不利益処分に対する審査請求への対応に係る弁護士費用、2点目が、8月の記録的大雨により被災した給食配送車の復旧に係る経費について予算補正したところです。

では1ページ目をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、補正を行った款項の区分のみ説明申し上げます。

歳入です。2ページ目をご覧ください。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、566万6,000円を追加。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、681万9,000円の減。

3ページ目です。

21款、町債、1項、町債、280万円を追加。

歳入合計、補正前の額に164万7,000円を追加し、59億1,794万6,000円といたします。

続いて4ページ目、歳出です。

2款、総務費、1項、総務管理費、164万7,000円を追加します。

5ページ目です。

歳出合計、補正前の額に164万7,000円を追加し、59億1,794万6,000円といたします。

続いて6ページ目をご覧ください。

第2表、地方債補正です。今回は追加分となります。起債の目的、文教施設災害復旧事業債、限度額を280万円と設定しております。

続いて予算書のほうは9ページ目をご覧ください。詳細について御説明していきます。

2、歳入、14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、3目、災害復旧費国庫負担金は、566万6,000円を追加します。説明欄です。公立学校施設災害復旧事業、補助率が3分の2となっております。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、681万9,000円を減額します。本予算の歳入超過について、当該基金繰入金を減額することで調整しております。

21款、町債、1項、町債、3目、災害復旧債、280万円を追加しております。公立学校施設災害復旧事業です。充当率100%交付税措置が95%となっております。

続いて10ページ目です。

3、歳出です。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、164万7,000円を追加しております。説明欄です。弁護士報償費等です。本町が行った処分に対しまして、現在不利益処分についての審査請求がなされております。町といたしましては、当該事案に適切に対応するため、専門的な法律判断や主張、立証内容の整理が必要であることから、弁護士への着手金及び報

酬等の費用を本補正予算に計上しているところです。

10款、教育費、1項、教育総務費、3目、共同調理場運営費は、補正額はありません。説明欄です。費目のほうを給食配送車購入費から減額して、給食配送車修繕費のほうに予算のほうを組み替えているところです。こちらは国の補助を受けて実施する災害復旧事業につきましては、国の採択要件に沿った科目設定が求められております。今回の補正では、この採択要件に適合させるために、既定の予算科目を備品購入費から修繕料のほうに組み替えたものであります。併せて、財源についても一般財源から特定財源のほうに変更しております。

以上、御報告申し上げます。御承認いただきますようよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） おはようございます。

昨日も一般質問で聞きましたが、やはりこの弁護士費用ですね、先ほど企画課長が専門的な意見を聞きたかと言われましたが、処分をする前にですね、専門家の意見を聞いとられると思いますので、なぜまた専門家に164万7,000円もかけて聞いたのか。そしてまた、町の顧問弁護士というふうに昨日言われましたが、顧問弁護士に聞いて、着手金含めて少し高すぎるんじゃないだろうかというふうに思いますので、そのへんの根拠をですね、よろしかったらお願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） おはようございます。

6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

以前懲戒処分をする前にも顧問弁護士の方にはいろいろとアドバイスを受けているところでございます。その中で、顧問弁護士料につきましては、毎月5万円の顧問弁護士料ということでございます。それから、その中でもいろいろアドバイスを受けながらこちらのほうも進めてまいりまして、そのあと懲戒処分になったということでございます。

あと、この弁護士料の値段でございますが、これにつきましては、一応この金額はですね、事務所のですね、弁護士事務所のほうの報酬規程にあてた金額で算出をされているところです。ただこの金額が高い、安いかという判断については、私のほうではちょっと分かりかねますので、そこは控えさせていただきたいと思います。着手金、報酬金についても事務所の規定に沿った金額ということでございますので、御承認方お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 毎月ですね、5万円ほどですね、顧問弁護士代を払われるということで、やはり、処分をする前にきちんと処分の根拠、そして弁護士さん辺りの話も聞きながらされたというふうに思いますのでですね、やはりきちんとした根拠があつて処分されたならば、弁護士さんにですね、相手が不利益の県の人事委員会に求められたときも想定してですね、ちゃんと処分理由もですね、そのときにきちんとしとけばですね、新たに164万7,000円を支出せんで

も、処分した理由を県のほうに明々白々と説明すればですね、この164万7,000円というのはですね、支出せんでもよかったのじゃなかろうかというふうにですね、と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

この弁護士費用についてですが、こちらのほうもいろいろアドバイスを受けながらやってきたところです。ただ、その処分の判断については、町長のほうがされたということでございます。あと、その判断の中ですね、弁護士費用についてですが、人事委員会のほうに我々も打ち合わせといいますか、説明を受けに行っております。その中で、こういう案件については、代理人を立てるのが普通ですよ。そしてその代理人の弁護士さんを入れたほうがいいですよということでございましたので、こちらは弁護士さんを立てたというところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今度の不服申し立てのちょっとシステムがよく分からないんですが、普通弁護士さんに裁判でするときは、裁判所に何べんか通われますね、弁護士さんが、法廷のようなところに。今回はその不服申し立てられた人と町側と弁護士が両方来て、そういう証人尋問というか、そういうのを行う、それとも書面だけでのやり取りなんですかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

今回の審査請求についてはですね、大体この審査請求は、口頭によるものと文書によるものが二通りございます。その中で、文書による審査請求のほうを相手方がされておりますので、文書によっていろいろなやり取りをいたします。

昨日も説明しましたが、一応向こうから審査請求があがってきた。それに対してこちらが回答を出しているところです。また向こうが反論をしてくれば、それに伴ってまたこちらも再度答弁をいたします。そのやり取りがもし続けばですね、何回かあるかもしれませんが、これで終わればですね、このやり取りが終われば審理に、人事委員会のほうが審理に入ります。それからの決裁になっております。ですから、こちらのほうから口頭で行く場合は、今のところはないんですが、人事委員会から、やっぱり事情聴取をせないかんということであれば、こちらのほうからまた行って、口頭のほうで証明というか、聴取を受ける場合がございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） やはりですね、皆さんも知つとられると思いますが、稲佐のほうでサテライトのありよつきですね、地区の金を公金を横領したどうのこうので裁判がありました。そのときにですね、13、4回ですね、裁判所で裁判がありました。そのときの費用がですね、被告人の人たちが240万ぐらいだったですね、原告側が80万ぐらいで、非常に今度のやつはですね、ちょっと大きすぎるなというふうな感覚を私は持ちましたのでこういう質問をしました。やはり

弁護士さんでもありますね、知的な仕事ですので、費用はですね、バラバラだというふうに思いますが、やはり町の顧問弁護士ということでですね、もう少し費用がですね、本来ならばもう弁護士さんは雇わんでですね、やはり自分たちでなさるのが筋と思います。そしてやっぱり弁護士費用もですね、相手から言われるだけじゃなくて、じゃあ違う弁護士もあたってみるとか、そういうことも必要だったんじゃないだろうかとというふうに思いますので、いかがですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

まず自分たちでやれたんじゃないかということでございますが、今回審査請求を受けた中で、数十目にあたったの請求内容がございます。その数十目に対してですね、一つ一つこちらのほうが答弁をしていかないかと、それも法律に照らし合わせたところでの弁明をしていかないかということで、相当な事務量になります。やっぱり専門的知識がなければですね、ちょっと法律も絡んできますので、その整合性を図るためにも弁護士さんを入れたというところでございます。

それから費用についてですが、この報酬、報奨金、内訳では昨日申しましたが、着手金が53万9,000円、それから報酬金が107万8,000円、あと事務費ですね。雑費、事務費が3万円を組んでおりますが、この報酬金についてはですね、また尋問とか口頭弁論、そういったものがなかった場合にはですね、減額をされるという契約内容になっておりますので、あくまでも昨日も申しましたが、最高の金額を予算に計上しているところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 最高の金額をですね、なされとつと言われましたが、私はですね、今、日本と中国がですね、やり合いよりもですね、やはりこの問題がですね、ここで終わるならよかばってんがですね、これはお互いどっちかが引かんならもう泥試合のごとなってしまうですね。私は県がですね、県がやっぱりジャッジする前に、いろいろする前に、よかったなら職員は退職しておりますので、やはり昨日も言いましたように、処分は撤回して、そのほうが一番町としてはですね、費用もかからんとじゃなかろうかというふうに思いますが、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

これは振り返っていけばね、警察入ったつがこの問題にかかってきたわけよ。そこにたれ込んだ人がおるから警察も動いたけど、何もないやつに入るからこういうことになるわけよ、そこに間違いが起こるとる。

そして不服申し立てもね、警察に脅されたて言いながらやっとするわけ、公益通報だったら認めないかん、そうじゃなかったということで、弁護士にも相談して処分をしたわけ、処分を撤回するつもりは全くない。相手が不服申し立てをやったからこういう問題になったんだから。ほって9月31日に辞めとるけど10月1日から次の行政機関に勤めております。あんまり心配することはない。以上。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 昨日からちょっと平行線な形だというふうに考えますが、やはりですね、もう職員も辞めとられることだけですね、私はこのへんでですね、この件については打ち切られたほうが賢明じゃなかろうかというふうな考えを持ちます。

質問については以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 質問いたします。当事者が9月末で辞められて、専決処分が10月3日に行われておりますが、まず専決処分ではなく臨時議会の方法をとられなかったのはなぜかというところをお尋ねしたいと思います。ほかにありますけれどもよろしくお願ひします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 7番、林議員の御質問にお答えいたします。

8月の28日に町の方が人事委員会から書類を受け取りまして、その後これに対して弁護士のほうとすぐ相談をしております。その中で10月3日に専決処分となりましたのは、大体、本来締め切り、この答弁書の締め切りが10月の10日までだったんです。準備をしていく中で、これではちょっと間に合わないということで、ちょっと急ぎで専決をさせていただいて、その中でまた答弁の締め切りを1か月延ばしていただいたという経緯でございますので、ちょっと時間的余裕がなかったもので、今回専決をさせていただいたということでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 一般職員さんですね、が、例えば事故、けが、器物破損なんかをされた場合には、共済費というのを掛けておられます。行政執行の中には、例えば個人相手に境もめとか、工事なんかの執行上の問題が生じることは想定されますので、共済費ならぬ保険というのはいないんですか。例えば今回みたいなことを保険で払うというそういう制度はないんですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 林議員の御質問にお答えいたします。

今回のような事案に対する保険はちょっと私のほうでは分かりません、分かりませんというか認識していないところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） やっぱり行政というか、そういうのを執行するうえではですね、私は今回の件も含めて、ほかで想定されることも含めて起こり得る問題でありますのでね、もしそういうことをカバーできる、あとの費用とかですね、裁判なんかのいうのも含めて、賄える制度があれば保険も使うべきかなと思ったんですけれども、今そういうのが、今の時点あっても掛けていないということですからそれは調べていただきたいと思います。

坂本議員が最後におっしゃったように、昨日もこういう言葉が出ましたけれども、来るもの拒まず去るもの追わずで終わっていただければ、平和的な解決がというのを私も思っております。

こういうことを聞きました。去るものを追うという典型的な例であります、ある大手の会社に対して労働面での不服が従業員にあったんでしょうね。従業員が会社を訴えて、結局争議になったんですけども、そのときにですね、今度は組合が勝ったですね、組合じゃなくて訴えたほうが勝ちましたね、その従業員のの人に訴えたんです。そしたらこう言われた。「はい、勝ったあの従業員の末代までその企業は雇わない」、私はそのときに青ざめました。そこまで報復されるのかなど。裁判で実証された正しいほうが末代まで追っかけられる、人間の世の中をそんなもんかなと思いましたのでですね、よければ、仮に今回そういう話し合いがあってもですね、また、またとならないように願うばかりです。

それからもう一つ、言いにくいんですけども、分限委員会の判断を無視ていうと失礼ですけども、無視しての行動は、もう町長の立場を飛び越えて、こんなことを言ったらいけません、玉東町より何倍もの大きい自治体に入られたのが憎たらしいのかもしれませんが、少々個人の判断が混じってはいませんかと思うんですね。極論ですけども、もしそういうことであれば個人で負担したらどうかというのがあります。ここまできたんならね、もう引込みもつかないでしょうけども、せめて今回で打ち切り、また補正予算を組まないような形で収めてもらいたいと思いますけど、そのへんについてはいかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 7番、林議員の御質問にお答えいたします。

ただ今回一杯の予算を組ませていただいております。ですが昨日も申しましたが、大體裁決まで1年から1年半かかるということです。今回、今年度で決着が、決着と言うとちょっとおかしいですけども、裁決が出ればですね、この金額をこの金額の範囲内でお支払いができる。ただ年度をまたげばですね、またこの金額をですね、ちょっとスライドさせないかんもんですから、また新年度では様子見ながらですね、新年度でまた再計上させていただくこともあるかと思います。ただ、これ以上の金額についてはですね、今後もしこれがまた裁判とかに変わった場合、その場合にはまた別の費用が発生するということになることでございますので、よろしいでしょうか。以上です。

（この件に決着つけるかどうかの話、決着どうのこうの）

ちょっとですね、まだこちらで決着についてはですね、まだこちらの方から答弁書を出したばかりで、ちょっとそれからですね、まだ全然向こうからも、人事委員会から何も来ておりませんので、ちょっと決着がつくかどうか分かりません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 坂本議員も高いという表現を使われました。私も最初質問するときには、この裁判費用はどういう形で積算したかというのがあったんですけども、それはもう説明されましたのでね、ただ弁護士の一般的な費用を当てはめられてそうだったということなんですけれ

ども、私もですね、裁判を弁護士に頼んだこともあります。これはサラ金地獄であったときに、もう弁護士に解決してもらわなきゃしょうがないということで、今言う過払いですね、そのときに相談が30分で幾らとか、こちらが勝てば4割はいただきますということで、もちろん結果的には勝ちました。案の定4割は天引きで引かれた。やっぱり裁判、弁護士さんは非常に勉強されていろんなというのはありましようけど、高いというようなイメージがありますのでね、もう質問じゃありませんけど、是非これ以上の公金を使わないでほしい、そういうことで質問を終わりたいと思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 私は関連質疑のほうで伺いますけど、この50議案で審査請求に伴う弁護士費用と164万7,000円、これは今後裁判費用は入っていないと思うんですけど、もし裁判となれば今、課長が答弁で費用が発生するということで、それに成功報酬、これも今後発生するわけでしょう。だからこの成功報酬も裁判となれば含まれるわけだから、そこを執行部はどのように考えておられますか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

先ほど成功報酬ということではおっしゃいましたが、まだ人事委員会との審査で今、係争中でございます。今後それが裁判になるのかならないのかは今後の話でありますので、先ほども言いましたが、裁判になればまた別の費用が発生するということでございます。ただ裁判になるかどうかまだ今の時点で分かりませんので、そのへんはちょっとまだ分かりません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは今、文書で回答を出されていることで、相手の方とは弁護士通じて和解の方向には持っていけないわけですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

和解についてですけれども、まず和解といいましても私たちにはそのへんの話は来ておりません。今後弁護士のほうにお任せをしておりますので、弁護士さんの方がどういうふうに持っていくかでございますので、和解についてはちょっとまだわからないところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 今現時点では弁護士事務所のほうからは、報告は役場のほうには何もあっていないわけですか、文章が出された以後は。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

こちらから答弁書を送ってからは、まだ何の連絡も入っていないということでございます。今後またいろいろ進展がございましたら、多分またあるかと思いますが、それまではまだないというところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 弁護士事務所からはいつ頃返事が来るとかは、その時期とかはまだ何の知らせもあっていないわけですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

弁護士事務所から回答がいつ来るかは多分わからないと思います。人事委員会がそのあとにもう一回審査請求されるかどがんかがありますので、まず請求人のほうが、我々の回答に対してどういうふうに判断されるかが重要になってくるかだと思いますので、そのへんはまだ我々もこの先いつ回答が来るかどうかはちょっと分からない状況です。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 相手の方もですね。その回答次第で裁判になるのか和解になるのか、そこは弁護士さんにお任せするほかはありませんけど、できるだけ相手の方と和解に持っていくような格好で今後進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 議案50号に対して反対の討論をいたします。

この件に対しては、分限調査委員会は教育長、全課長が出席し、3回も処分は必要なしと答申している。それにもかかわらず町長が独断で懲戒処分したため発生した費用である。町長は、懲戒処分が相当であると確たる証拠と信念を持ったはずである。ならば弁護士に相談し、164万7,000円もの高額な費用を使わずとも、自分の考えを県の人事委員会に報告すべきであり、164万7,000円の支出について反対いたします。

○議長（松尾純久君） ほかに反対者の発言を求めます。ありませんか。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 反対討論を行います。

サテライトのですね、設置許可関係の偽造文書について、前山口区長さんが刑事告発をされ、そのときのですね、弁護士費用が大体3年ぐらいかかったのですが、そのときのですね、着手金

が11万で合計の75万でした。そういうことを思いますと、先ほど報告された着手金が53万円、計の164万7,000円は高すぎるということで私は思いますので反対しますが、そのとき3年間ぐらいのサテライトのときに、私は熊本の弁護士事務所に相談に10回ぐらい数人で行きました。当事者の告発者の前区長さんは、3、4回一人で余分に行ってますので、そういう3年もの間に弁護士さんの仕事を見ていると、その中に私たちが払った75万は、警察署の書類と福岡経産省の書類、中央が経産省ですね、福岡が経産局ですね、中央の経産省に書類を作られて送られた。それから検察庁に書類を送られた。そういう文書のほうで主な金額が発生したと思います。

そういうことで、そのときと比べて今回は高すぎると思いますので、一応反対いたします。

○議長（松尾純久君） 次に賛成者の発言を求めます。ありませんか。

9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 賛成討論します。

まず、この件について、分限委員会において3回調査されたということですが、その中の内容を聞いてみますと、今訴えられている本人が、このことをやっているのに対して、私はやってませんということは言っていないですね。本当に自分がやってなかったら、はっきりと私はやってないと言えるはずですから、そしてそういうことで、分限委員の委員の中にも、これは白だという人と、そういう結論を言いきらなかったらグレーじゃないかと、そういうような結論になって、しかし最終的には白という結論になったと聞いていますので、それはやっぱり、本人が私はやってませんと言えないということは、私も非常にあくまでもグレーに近いという感じを持っています。

そういうことで、これはあくまでも調査をしたがいいと思いますので賛成いたします。

○議長（松尾純久君） ほかに反対討論の発言はありますか。

反対、賛成、反対、賛成といきますので、7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 反対討論をいたします。

この件のいきさつがどうも権利の乱用と私の目には映ります。また、今後続くかもしれないとの含みがある以上、まずはこの予算に反対をしておきます。

○議長（松尾純久君） ほかに賛成者の発言ありますか。ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） ないようでしたらこれから採決に入ります。

討論となりましたので、議案第50号についての採決をいたします。この採決は起立によって行います。

これから議案第50号を採決します。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松尾純久君） 起立多数です。よって、議案第50号は、原案のとおり承認されました。

日程第2 議案第51号 玉東町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第2、議案第51号「玉東町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） おはようございます。第51号について御提案させていただきます。

議案第51号、玉東町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

玉東町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和7年12月10日提出、玉東町町長。

提案理由になります。子ども子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から給付化され、全自治体で実施することとなっている乳児等通園支援事業に関する設備、運営等の認可基準を定めるため、この条例を制定しようとするものである。

こちらですね、第51号について制定の要旨について説明させていただきます。

この条例につきましては、令和6年6月12日に公布された子ども子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに生後6か月から3歳未満で、保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず、時間単位で利用できる通園制度、子ども誰でも通園制度について、児童福祉法に基づき、内閣府令の認可、運営基準に準じて制定するものです。

なお、この誰でも通園制度は、令和8年度から全自治体で実施することとなっています。今回制定を行う条例は、第1条に規定しているとおり、子ども誰でも通園制度を行うための認可の基準として、設備、運営を実施するための最低基準について定めるものです。この基準は国が示す基準に従って制定しています。

今回の条例の制定につきまして、主な基準について説明を行います。

3ページになります。第15条、食事の提供につきましては、提供を行う場合は設備が必要となっていますので、提供を行わないことも可能となっております。

5ページになります。第21条、設備の基準としまして、保育室等の1人当たりの面積、2階建て以上の場合の安全構造、設備等について規定しています。

7ページになります。

第22条、職員の配置基準として、最低1名以上の保育士に従事させることと規定しています。

最後のページ、8ページをお願いします。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものとします。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） おはようございます。

すみません、全協のほうでもですね、お聞きはしておりますけれども、まずこの子ども誰でも通園制度の設備等の話を今ですね、あれですけども、これはその設備といって、あそこの一応これを運営する、まあ次は運営のあれですけども、つどいの広場を計画だったですよ、あそこの一角をですね。だからこの設備をなんか新たに設けなきゃいけないとか、あそこにですね、そういう考えがあらわれるのか。保育士さんはちょっと分かるんですけども、ほかの面でですね、ちょっとお答えできたらと思いますので、よろしくお願いします。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 2番、功刀議員の御質問にお答えします。

こちらの認可基準につきましては、保育園等をですね、認可する場合の基準になります。町でですね、つどいの広場を行う場合はですね、こちらの基準は関係ございません。次に上程します運営基準のほうを満たしておけば大丈夫ということになっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） はい、分かりました。ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第52号 玉東町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第3、議案第52号「玉東町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） それでは、続きまして議案第52号を御提案します。

議案第52号、玉東町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

玉東町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和7年12月10日提出、玉東町町長。

提案理由になります。子ども子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から給付化され、全自治体で実施することとなっている乳児等通園支援事業に関する運営基準を定めるため、この条例を制定しようとするものである。

こちらについても要旨について説明させていただきます。

この条例につきましては、先に説明を行いました子ども誰でも通園制度に係る事業所の認可基準に加え、認可後の運営基準について国の基準に従い、新たに制定を行うものです。今回の条例の制定につきまして、主な基準について説明を行います。

2ページになります。

第3条、利用定員につきましては、1歳未満と1歳以上をそれぞれ1時間当たりとひと月当たりで定める必要があります。

第4条、利用申請があった際は、利用開始前に保護者との面談が必要になります。それ以降につきましては、運営に係る事務手続き等となっております。

11ページをお願いします。

附則としまして、この条例は、令和8年4月1日より施行するものとします。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 2ページをお願いします。

今、説明がありました第4条の中で、面談、この説明をもう少し詳しくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） こちらの面談につきましては、初めて利用する子どもですね、こういった子どもの預かるにあたってですね、やはりいろいろな情報をお伺いしておかないとですね、きちんとした保育ができないような形になりますので、こちらのほうで面談を行って、計画を立ててお預かりするような形になります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは面談の趣旨、内容とかは、役場のほうで資料を作成されて、こういった内容で面談内容はされるわけですか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 面談につきましては、国が示す面談のシートみたいなのがあ

りますので、そちらをもとにですね、面談を行っていこうというふうに考えております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） その面談の国が示すシートによって、不適合の場合は保育を預けられないということですね。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 御質問にお答えします。

不適合ということはないと思います。基本的にどういう点に注意したら預けられるかとか、食事は提供しませんが、アレルギーがあったりとか、保護者が気になる点とか、そういう部分をですね、きちんと聞き取りを行うというふうな形になります。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは面談で職員の対応で、もし預けるとすれば面談すれば、全員の方が保育を受けられるわけですね。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） つどいの広場で保育士を雇ってですね、行なうような形になりますけど、基本的には誰でも通常であればできるというふうに考えておりますが、1点ですね、医療的ケア児さん、そういった部分についてはですね、看護師の配置ができておりませんので、そのほうは今のところはちょっと難しいかなと思っております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは来年の4月の1日からもう早速保育受け入れ体制はもうできているわけですか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 御質問にお答えします。

保育士の配置が必要になりますので、保育士のほうがですね、今まだ雇用ができておりません。保育士を雇用するにあたってはですね、ほかの会計年度の条例とかのですね、改正が必要になりますので、そちらをですね、行ったあとにですね、募集をかけて、早めにちょっと探していきたいと思っております。

以上になります。

（はい、以上です。）

○議長（松尾純久君） よかったら全員協議会で、何のための全員協議会かわかりませんので、よろしく願いしときます。全員協議会がありましたからね。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時06分

○議長(松尾純久君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第53号 玉東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(松尾純久君) 日程第4、議案第53号「玉東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長(清田浩義君) それでは続きまして、議案第53号について御提案します。

議案第53号、玉東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について。

玉東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和7年12月10日提出、玉東町町長。

提案理由になります。児童福祉法等の一部改正、保育所等の運営基準の一部改正に伴い、玉東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、玉東町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び玉東町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるので、この条例を制定しようとするものである。

こちらにも要旨について御説明します。

この条例につきましては、児童福祉法等の一部改正、保育所等の運営基準の一部改正に伴い、玉東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、玉東町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、玉東町放課後児

児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の3本について一括制定するものです。

児童福祉法等の内容や内閣府令の規定に沿って、同内容で自治体の条例を改正する必要がありますので、今回の改正を行っています。

主な改正内容は、定員5人以下の家庭的保育事業者や19人以下の小規模保育事業所等が、保護者の同意のもと、乳幼児健診の結果の内容等について把握した場合は、保育所の健康診断を行わないことができるへの改正、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の職員の配置基準の改正、特定地域でのみ資格を有する地域限定保育士を一般制度化する改正になります。

それでは内容については、新旧対照表で御説明しますので、新旧対照表をご覧ください。

左が現行、右が改正後案です。第1条1ページ、第12条は児童福祉法の項の追加による改正、第17条第2項は、乳幼児健康診査等の結果を入所時健康診査とみなすための改正、以降の改正は職員の配置基準、地域限定保育士に係る改正となっています。

続きまして、第2条7ページにつきましては、児童福祉法の項の追加による改正、最後に第3条9ページにつきましては、地域限定保育士、児童福祉法の項の追加による改正となります。

2枚目の改正文にお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行するものとします。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第54号 玉東町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第5、議案第54号「玉東町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは、総務課から提案させていただきます。

議案第54号、玉東町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について。

玉東町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和7年12月10日提出、玉東町町長。

提案理由です。国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本町の一般職等の旅費に関する規定を改正する必要があるためでございます。

1枚おめくりください。

改正文になります。これにつきましては、この概要につきましては、12月3日の全員協議会で説明しておりますので、割愛させていただきます。

10ページをお開きください。10ページの下から4行目からです。

附則になります。第1条の施行期日でございますが、この条例は、令和8年4月1日から施行するいたします。

次のページをお願いいたします。

第2条は、今回の改正に伴いまして、経過措置を規定しているところです。

下のほうにいきまして、第3条からは、今回の改正に伴い、五つの関係条例の一部を改正する改正文となっております。第3条は、固定資産評価審査委員会条例の一部改正となっております。その中で、第3条の一番下の行でクロマルがございますが、これにつきましては、本議会で承認されたあとに番号が入る予定となっております。

第4条は、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

14ページをお願いいたします。14ページの下の方でございます。

第5条は、玉東町法定出頭人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正となっております。

次のページです。第6条は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正となっております。

続いて第7条は、玉東町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当等及び費用弁償に関する条例の一部改正となっており、別冊の五つの条例の新旧対照表を付けております。別冊で横書きの新旧対照表がございますので、あとでご覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第55号 玉東町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松尾純久君) 日程第6、議案第55号「玉東町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長(清田 豊君) 議案第55号について御提案させていただきます。

玉東町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町火入れに関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和7年12月10日提出、玉東町町長。

提案理由、この議案は、行政手続き等における押印原則の見直し及び気象庁が使用する基準に合わせ、文言の修正が生じたことから、玉東町火入れに関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

玉東町火入れに関する条例の一部を次のように改正します。

新旧対照表により御説明します。

左は現行、右が改正後案になります。第14条第1項中「強風注意報、異常乾燥注意報」を「強風注意報もしくは乾燥注意報が発表され、」に改め、「場合には火入れ」を「場合には、火入れ」に改める。

同条第2項中「時または強風注意報、異常乾燥注意報または」を「場合は、または強風注意報もしくは乾燥注意報が発表され、もしくは」に改め、「時には」を「場合には」に改めます。

様式第1号中、丸印を削除いたします。

2枚目の改正文にお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行いたします。

御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(松尾純久君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番(坂本和也君) この議案でですね、玉東町でこの申請をされたことがあるのかどうかをちょっとお聞きします。

○議長(松尾純久君) 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長(清田 豊君) 私が知る限りでは、申請は行われていないかと思います。

○議長(松尾純久君) 6番、坂本和也君。

○6番(坂本和也君) これは保安林とか国有林を対象にしたものですかね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） これは森林法に定めてある、森林のまたは森林の周囲1キロメートルの範囲内の土地における火入れとなっております。

（何キロメートルだろ。）

周囲1キロメートルの範囲です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今ですね、山火事等が全国で多発しておりますですね、やはり申請にあたっては、これは役場に申請して許可の判断は消防署とかありますね、警察とか、どういう判断で許可をなされるシステムになっとつとですかね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 火入れの周囲の現況、防火の設備計画、火入れの予定期間における気象状況の見通し等がみられて、周囲に延焼の恐れがないと認められれば許可ができるようになっております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） そのときですね、さっき私が聞きましたように、町の判断で独自でやるのか、消防署、警察あたりの協議等をした結論を出すのか、そのへんのシステムについてちょっと分かれば。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 原則町長の許可というふうになっております。となっておりますので、消防とかの判断をあおぐことにはなってないです、今のところはですね。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） やはり火事になる恐れがあるからこういう許可を出すのだったらですね、町長の許可と言われましたが、やはりこういうやつは消防署、そして警察、このあたりにもですね、一応話をしてからしてもらうのが妥当なところだというふうに思います。今から先ですね、これだけ日本全国で火事が頻発してですね、燃え出したら止まらんとが山火事ですね。是非そのへんも考慮されてですね、御検討をお願いします。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第56号 令和7年度玉東町一般会計補正予算（第5号）

○議長（松尾純久君） 日程第7、議案第56号「令和7年度玉東町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） はじめにですね、予算書内の文言の修正の方が1か所ありますので、お願いしたいと思います。

予算書の21ページ目をお開きください。

10款、教育費、3項、中学校費、4目の学校施設整備費の説明欄でございます。説明欄中4行目ですかね、現在部室等（南側）という表示がありますけども、この南をですね、北、部室等（北側）北のほうに、北という文字に変更してください。よろしくお願いします。

それでは、議案第56号について御提案申し上げます。

予算書を1枚おめくりください。

議案第56号、令和7年度玉東町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億258万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,053万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、地方債の補正、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。令和7年12月10日提出、玉東町長です。

今回御提案いたします補正予算（第5号）の概要としましては、総額4億258万8,000円を追加しております。このうち6款、農林水産業費、10款、教育費、11款、災害復旧費等を中心に、8月の大雨災害に伴います災害復旧関連経費として、総額3億3,230万4,000円を計上しているところです。

続いて1ページ目です。

第1表、歳入歳出予算補正です。補正を行った款項の区分のみ読み上げます。

歳入、1款、町税、1項、町民税は571万円を追加、2項、固定資産税は1,197万5,000円を追加。

2ページ目です。

12款、分担金及び負担金、1項、負担金、80万9,000円を追加。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1億963万6,000円を追加、2項、国庫補助金、50万2,000円を減額。

15款、県支出金、1項、県負担金、2,367万1,000円を追加、2項、県補助金、1億2,591万9,000円を追加。

17款、寄附金、1項、寄附金、10万円を追加。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、8,459万9,000円を減額。

19款、繰越金、1項、繰越金、1億1,408万3,000円を追加。

3ページ目です。

20款、諸収入、4項、雑入、418万6,000円を追加。

21款、町債、1項、町債、9,160万円を追加。

歳入合計、補正前の額に4億258万8,000円を追加し、63億2,053万4,000円といたします。

続いて4ページ目、歳出です。

2款、総務費、1項、総務管理費、664万7,000円を追加、2項、徴税費、77万9,000円を追加、3項、戸籍住民基本台帳費、121万8,000円の減。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1,969万9,000円を追加、2項、児童福祉費、479万円を追加。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1,772万8,000円を追加、2項、清掃費、180万9,000円を追加。

6款、農林水産業費、1項、農業費、1,364万円を追加。

8款、土木費、1項、土木管理費、15万円を追加、5ページ目です。2項、道路橋梁費、480万円を追加、3項、河川費、61万5,000円を追加。

10款、教育費、1項、教育総務費、513万1,000円を追加、2項、小学校費、853万7,000円を追加、3項、中学校費、943万4,000円を追加、5項、社会教育費、490万6,000円を追加、6項、保健体育費、225万6,000円を追加。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1億3,589万円を追加、2項、公共土木施設災害復旧費、1億6,260万円を追加。

12款、公債費、1項、公債費、439万5,000円を追加。

歳出合計、補正前の額に4億258万8,000円を追加し、63億2,053万4,000円といたします。

続いて6ページ目をご覧ください。

第2表、繰越明許費です。款、項、事業名、金額について申し上げます。

10款、教育費、2項、小学校費、木葉小学校施設整備事業、133万1,000円。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、農林水産施設補助災害復旧事業、1億2,789万円。同じく11款で2項、公共土木施設災害復旧費、公共土木施設補助災害復旧事業、1億5,260万円と設定しております。こちらについてはですね、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、本年度中に支出が完了しない見込みの事業について、翌年度に繰り越して執行するために設定させていただいております。

続いて7ページ目です。

第3表、地方債補正、まず追加分です。起債の目的と限度額を読み上げます。

公共土木施設災害復旧事業債、限度額を5,080万円としております。農地農林漁業施設災害復旧

事業債810万円、一般単独災害復旧事業債1,620万円、小災害復旧事業債280万円と定めております。

続いて変更分です。緊急自然災害防止対策事業です。補正前の限度額に690万円を追加しまして、補正後の限度額を3,690万円としております。緊急防災・減債事業、補正前の限度額に680万円を追加しまして、限度額を5,700万円としております。

続いて予算書は10ページ目をご覧ください。詳細について御説明していきます。

2、歳入です。1款、町税、1項、町民税、1目、個人です。571万円を追加、説明欄です。内訳としましては、普通徴収分317万9,000円の減、特別徴収は666万3,000円の増加、特別徴収（年金分）は222万6,000円を追加しております。いずれも収入見込みの増減に伴うものです。

同じく1款で2項、固定資産税、1目、固定資産税は、1,197万5,000円を追加しております。収入見込みの増に伴うものです。

12款、分担金及び負担金、1項、負担金、4目、災害復旧費負担金は80万9,000円を追加します。こちらは農林水産施設災害復旧費負担金でありまして、受益者負担分を計上しております。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、785万2,000円を追加しております。3節におきましては自立支援医療給付負担金、過年度分で392万9,000円、4節は障害児施設措置費、過年度分で39万3,000円、5節は特定教育・保育施設措置費として353万円を計上しています。3目は災害復旧費国庫負担金です。1億178万4,000円です。こちらは公共土木災害復旧費国庫負担金でありまして、補助率を3分の2、通常分で見積もっております。

続いて11ページ目です。

同じく14款で2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、132万の減となります。こちらは事業内容の見直しに伴いまして減額しております。2目は衛生費国庫補助金、81万8,000円を追加しております。感染症予防事業費等国庫負担金です。補助率は3分の2となります。

続いて15款、県支出金、1項、県負担金、1目、民生費県負担金は2,367万1,000円を追加しております。3節におきましては、自立支援医療過年度分として199万5,000円、4節は障害児施設措置費として過年度分19万6,000円、5節は特定教育保育施設措置費、過年度分として121万5,000円を計上しております。7節は災害救助費負担金です。こちらは住宅の応急修理の補助分です。全額国庫補助となります。

続いて15款、2項の県補助金、5目、農林水産業県補助金です。710万円を追加しております。農地利用効率化等支援交付金、補助率は2分の1です。6目、災害復旧費県補助金は、1億1,881万9,000円を追加しております。こちらは農林水産施設災害復旧費県補助金です。特別分の割合補助率で見積もっております。農地分が92%、農業施設が95%で見積もっているところです。

17款、寄附金、1項、寄附金、3目、ふるさと納税寄附金は10万円追加しております。企業版ふるさと納税寄附金です。

続いて12ページ目をご覧ください。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は8,459万9,000円を減です。本予算の歳入超過については、この基金繰入金を減額することで調整しております。

19款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金は、1億1,408万3,000円を追加しております。令和

6年度決算額の確定に伴うものです。

20款、諸収入、4項、雑入、1目、雑入は418万6,000円を追加しております。説明欄です。町有自動車事故共済金は、豪雨災害に伴うもののほかで282万6,000円、熊本県町村会災害見舞金として136万円を計上しております。

21款、町債、1項、町債、3目、災害復旧債、7,790万円です。1目は公共土木施設災害復旧事業債、充当率が100%、交付税措置が95%、2節は農地農林漁業施設災害復旧事業債、充当率が90%、交付税措置が95%、3節は一般単独災害復旧事業債1,620万円、充当率が100%、交付税措置は47.5%から85.5%内となっております。4節は小災害復旧事業債280万、充当率50%、交付税措置が100%、交付税措置は47.5%から85.5%内となっております。

13ページ目です。

4目、教育債は680万円、緊急防災・減災事業債です。充当率100%、交付税措置が70%、土木歳入は690万円を追加、緊急自然災害防止対策事業債で、充当率100%、交付税措置が70%ということになります。

続いて予算書14ページ目、歳出となります。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は279万2,000円を追加しております。説明欄です。通信運搬費は、電話料の不足分として101万7,000円を追加、広告料は新聞掲載料です。9万4,000円、給与システム改修委託料として44万円、使用料及び賃借料につきましては、熊日クリッピングサービスとして4万3,000円、コピー機の使用料として70万8,000円、NHK受信料は、公用車受信料の過年度分として49万円を計上しております。3目、財産管理費は177万2,000円を追加しております。こちらは光熱水費でありまして、役場庁舎の電気代不足分について177万2,000円を今回追加しております。

6目、企画費は8万3,000円です。こちらは人件費となります。今回については、職員及び会計年度任用職員に係る人件費の方を補正しております。増減調整後の結果、補正額としましては、268万5,000円の減となっております。主な要因は、人事異動等に伴う給与費の精査、調整によるものであります。詳細につきましては、予算書24ページ目以降に給与明細書に記載してありますので、後ほど御確認いただきたく存じます。続いて、7目は電算管理費、200万円を追加しております。ガバメントクラウド利用料不足分を200万追加しているところです。

同じく2款で、2項、徴税費、1目、税務総務費は45万2,000円を追加、2目、賦課徴収費については、32万7,000円を追加しております。こちらは申告会場用の消耗品費として32万7,000円を計上しております。

同じく2款で3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費は121万8,000円の減となります。戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍附票システム改修委託料の分として、事業内容の変更に伴いまして132万減額しております。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、727万2,000円を追加しております。社会福祉総務費におきましては、国民健康保険特別会計繰出金は13万円の減、介護保険特別会計繰出金は404万5,000円を追加計上しております。続いて、2目、老人福祉費は37万5,000円を

追加しております。在宅福祉サービス推進事業におきましては、在宅高齢者等おむつ扶助費として、利用者見込みの増加に伴いまして、今回30万追加しております。低所得者対策事業は返還金7万5,000円です。4目、障害者福祉費は315万5,000円追加しております。自立支援医療給付事業におきましては返還金3万円、それから、身体障害者補装具交付事業の30万につきましては16ページ目をご覧ください。こちらにつきましては、補装具交付扶助費、こちらですね、利用者の見込み数の増加を見込んでおりまして、今回30万追加補正しているところです。介護給付費・訓練等給付費は、返還金でありまして、合わせて282万5,000円を計上しております。5目、後期高齢者医療費は889万7,000円を追加です。後期高齢者医療費、まず一つ目が、精算分として489万7,000円、それから後期高齢者医療特別会計繰出金として400万円を計上しております。

続いて、3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は184万7,000円を追加しております。説明欄の二つ目です。子ども医療費はいずれも返還金でありまして、合わせて55万4,000円です。4目、子ども・子育て支援事業費は294万3,000円、子ども・子育て支援補助事業におきましては、こちらも返還金でありまして、217万7,000円。

それから17ページ目です。つどいの広場事業です。こちらについては、消耗品以下につきましては、令和8年度から開始予定のこども誰でも通園制度の実施に伴う予算となります。消耗品費として13万円、工事請負費として34万9,000円、庁用器具費21万4,000円をそれぞれ計上しております。

同じく3款で3項、災害救助費、1目、災害救助費は、補正額はありません。こちらは財源の変更で、一般財源から特定財源の方に變更しております。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は1,636万5,000円を追加しております。保健衛生総務費は、保健センターに置く成人用身長計購入費として3万6,000円、それから簡易水道事業会計繰出金として2,418万6,000円を計上しております。2目、予防費、18万2,000円、こちらも返還金となります。

続いて18ページ目です。4目、母子衛生費26万円、こちらは妊婦支援給付費返還金として26万円を計上、6目、健康増進費は28万3,000円、健康増進事業費、こちらも返還金で、合わせて28万3,000円、8目、交流センター運営費は63万8,000円、まず修繕費としまして、内訳は、交流センターのホールに掛かる照明器具等の修繕料として81万4,000円、露天風呂の照明修繕料として50万6,000円、その他修繕料を見込んで50万円を計上しております。それから事業内容の見直しに伴いまして、授乳室パーテーション設置等工事につきましては、118万2,000円を減額しているところです。

同じく4款、2項、清掃費、1目、塵芥処理費は180万9,000円を追加しております。こちらは交付税算定の確定に伴いまして、有明広域行政事務組合の負担金を189万9,000円追加しているところです。

続いて6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費は31万5,000円の減。

19ページ目です。4目、農業総務費は9万円を追加、地域イベント特産品購入として消耗品費を9万円追加しております。5目、農業振興費は1,006万5,000円を追加しております。説明欄の

2つ目のマルです。農地利用効率化等支援交付金事業、令和7年8月大雨災害営農再開支援補助金として994万円を追加しております。こちらにつきましては、大雨災害で被災した農業用機械や農業施設の復旧を支援するものです。被災農家の速やかな営農再開を図る目的として、必要な復旧経費の一部について交付するものです。続いて、7目、農地費は380万円を追加、小規模災害復旧事業です。農地小災害復旧事業補助金として380万円を計上しております。こちらは農地等災害復旧事業の対象とならない小規模な農地災害への支援となります。具体的には、事業費が40万円未満の農地災害に対し、復旧に要する費用の一部に対して補助することで、農地機能の早期回復を図るものとなります。

8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費は15万円を追加、同じく8款で2項、道路橋梁費、1目、道路維持費は280万円を追加、説明欄です。緊急修繕対応分として150万円、除草業務委託料として30万円、道路維持工事費分として100万円をそれぞれ計上しております。4目、排水路整備費は200万円を追加、吉次西山線排水路工事となります。

続いて20ページ目をご覧ください。

3項の河川費です。1目、河川総務費は61万5,000円を追加しております。木葉川逆流防止フラップゲート工事費となります。

続いて、10款、教育費、1項、教育総務費、2目、学校教育費は14万8,000円の減、3目、共同調理場運営費は527万9,000円を追加しております。こちらはまず修繕料としましては、雑排水処理槽、排気ファン取り換え工事ほか1件として、合わせて157万1,000円、給食配送車リース代延長3月分として103万6,000円、エアシャワー部品交換工事費として267万2,000円を計上しているところです。

続いて、2項、小学校費、3目の学校給食費は20万6,000円を追加しております。山北小学校、木葉小学校いずれも給食費の補助となります。背景としましては、米の購入価格の値上げに伴い、今回山北小学校は6万3,000円、木葉小学校においては14万3,000円、それぞれ給食費の補助について追加補正しているものです。5目は学校施設整備費は833万1,000円を追加しております。山北小学校におきましては、体育館空調新設工事設計業務委託料350万、木葉小学校におきましては、同じく空調新設工事の設計業務として350万、それから21ページ目です。教室床張り替え工事代として133万1,000円です。こちらは8月豪雨に伴いまして、雨漏り被害が発生しました2階の普通教室の床を改修する旨の工事となります。

続いて、3項の中学校費、2目、教育振興費は97万3,000円を追加、こちらは豪雨災害で被災した走り高跳びのクロスバーと走り高跳びのマットを新調する庁用器具費として97万3,000円を計上しております。3目、学校給食費は9万6,000円を追加、こちらも給食費の補助です。米価格の値上げに伴うものです。4目、学校施設整備費は836万5,000円を追加しております。内容としましては、まず部室棟北側は解体工事費として120万円です。こちらは基礎部分が洗掘されているため、安全性が確保できないために解体することとしております。それから部室棟北側及び体育倉庫災害復旧工事費は401万3,000円、こちらは既存の施設の建具等を取り換えて、施設機能の回復を図るための工事となります。通学路フェンス災害復旧工事費は199万7,000円です。部室棟裏に

設置されている通学路フェンスを復旧し、児童の通行の安全を確保いたします。物置購入費については115万5,000円を追加しております。解体する部室棟北側の代替として、物置を購入して必要な保管機能を確保するねらいがあります。

続いて、同じく10款で5項、社会教育費、2目、公民館日は480万円を追加、中央公民館災害復旧工事設計業務でありまして、館内のキュービクルや発電機にかかる設計費用となります。330万円、それから駐車場災害復旧工事費は、消防署前の駐車場の舗装工事となります。150万円です。3目、文化財保護費は10万6,000円を追加、こちらは宇蘇浦官軍墓地の墓石修繕料として10万6,000円を計上しております。

続いて22ページ目です。

6項、保健体育費、1目、保健体育総務費は10万円を追加、こちらも豪雨災害で被災した消耗品とかですね、スポーツ用具等の購入費として、それぞれ7万円と3万円を計上しているところ です。2目、体育施設費は215万6,000円を追加しております。こちらはまず修繕料は町営グラウンド東側トイレ内の分電盤の修理55万6,000円、トレーラーボックス撤去業務委託として7万3,000円、町営グラウンドトイレ東側ドア災害復旧工事として113万8,000円、トランポリン付属部品等購入費として38万9,000円を計上しております。

続いて11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、補助災害復旧費は、1億3,589万円を追加しております。農業施設等災害復旧測量設計業務委託料は、災害箇所の確定に伴いまして、不足分を今回800万円追加で補正しております。工事請負費は、農地災害復旧工事28件分として8,921万円、農業施設災害復旧工事11件分として3,868万円を計上しております。

続いて2項、公共土木施設災害復旧費、1目、補助災害復旧は1億5,260万円を追加しております。内訳は工事請負費でありまして、道路10件、6,960万円、河川4件、7,000万円。

それから23ページ目です。橋梁1件、1,300万円というふうになっております。続いて2目、単独災害復旧費は1,000万円を追加しております。土砂撤去業務委託料として、当初見込みからの不足分をですね、今回200万円追加、それから吉次・東山線災害復旧工事費として800万円を計上しております。

12款、公債費、1項、公債費、2目、利子は439万5,000円を追加しております。利子償還金分として439万5,000円です。当初予算承認後、新たに起債の借入れを行ったことに伴います、利子償還の不足分を今回追加させていただいております。

以上、御提案いたします。御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松尾純久君） 第56号一般会計補正予算の説明が終わりましたが、ここでしばらく休憩します。午後は1時より開会します。

休憩 午前11時55分

再開 午後0時55分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明まで終わっておりましたが、これから質疑に入ります。

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） すみません、予算書ですね、16ページのほうをお願いいたします。

3款、民生費の2項、児童福祉費ですね、4目、子ども子育て支援事業費のところの説明欄の中ですね、この性被害防止対策にかかわる設置等の支援事業費補助の返還としてありますので、これはなぜ返還されて、どういう内容をですね、される予定だったのかをお聞きしたいのと、あと20ページをお願いいたします。10款、教育費、2項、小学校費の中の5目です。一番最後の下のほうです。これ昨日ですね、空調のほうの設計のほうの予算のほうがこちらに載っておりますということでしたので、昨日の一般質問の中では、ちょっとそこまで流れ的にはちょっと聞きませんでしたので、今回設計からどういう流れで小学校についていくのかというですね、その予定のほうが分かればちょっとお聞きしたいと思います。

それとあと1点だけお願いします。次のページ、22ページになります。

10款、教育費、6目、保健体育費の中の1目です。保健体育総務費のところの説明欄のところですね、部活動の地域連携事業のところ、先ほどですね、説明の中では災害におけるということでしたので、この消耗品費とですね、その7万円のところのスポーツ用具購入費というところが3万円でありましたので、ちょっとその中身というか、何を購入したのかとか、どこのクラブチームだったのかというところをですね、ちょっと聞きかせたらと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 2番、功刀議員の御質問にお答えします。

16ページですね、保育所等における性被害防止対策にかかわる部分につきましてお答えします。

こちらはですね、予算のほうでですね、保育所2か所、学童3か所ですね、計5か所、10万円掛ける5か所の2分の1の補助ということですね、予算計上しておりました。返還ですので実際になかったと、補助の申請がなかったというふうなことになりますけど、内容としましては、保育園等、例えばトイレの前にですね、パーテーションを置くとかですね、着替えのスペースのためにパーテーションを置く、そういった部品購入費やですね、工事費、そういった部分で性被害防止にかかわる費用についてですね、補助を行う予定としてですね、計上していた分になります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問に、まず一つ目からお答えいたします。

小学校への空調の整備につきましてですが、本議会で予算の承認を得ましたあとに、速やかに設計業務の発注を行う予定です。工事につきましても予算の確保と併せて、円滑に着手できるよう準備を進めていきたいと思っております。新年度に入り次第、当初予算の成立次第、発注及び

契約に関する事務の手続きを行います。実際の工事につきましては、中学校の例からいきますと、実際の工事としましては、夏休み期間中になるのではという見込みとなっております。

最後、部活動の地域連携事業の消耗品費とスポーツ用具購入がありますけども、こちらにつきましては、消耗品につきましては、8月の豪雨により被災しましたサッカークラブの消耗品を購入するものと、備品のほうはですね、この豪雨被害には関係なくですね、野球部の公式専用のバットのほうが1本しかなくて、試合のときに、大会時には個人さんのバットを使用していたので、購入をしていただきたいという要望がありましたので、今回予算を計上しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

まず最初ですね、子育て支援の方ですね、そうやって性被害防止対策ということで、これはなんかトイレだったりとか、入浴、子どもの医療ケア児とかのそういうカーテンを付けるという予定のあれだったんですかね。また違うのかな。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） こちらはですね、予定があって計上したわけじゃなくですね、こういう補助金があるので、予算計上させていただいて、各園等に確認をしたんですけど、今のところないというふうな形になっております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） なら保育園等からのそういう申請つけたいということはなかったというところで、大丈夫だったというところで、こちらから促すようなことは別にされてはなかった、付けたほうがいいですよとか、そういうことはなかったんですかね。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） うちのほうからですね、この補助金を使って何かしてくださいと、補助金の説明はしていますけどそういう形はっておりません。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 分かりました。ありがとうございました。

では次にですね、昨日質問いたしました空調の取り組みの中でですね、今回こうやって設計を付けていただいております、本当にありがとうございました。これから、今から予算をあげているので今から契約されてですよ、まだ相手先と契約してるわけじゃないんですよ。

（はい、今からの、はい。）

今から契約して付けていくというところで、設計業務のほうはですね、両方とも両方350万ずつですけども、これは1社でいく考えなんですかね。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

今これから入札の手続きに入りますけども、今のところ1社の発注というところで計画を予定しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

今回それがうまく進んで、令和8年度ですね、うまくいけば当初予算のほうに今度は工事費用の方で載せてくるという形ですかね。今度の工事の費用というのは。

それとですね、今度はこの工事になるとまた金額がですね、かなり大きくなってくると思うんですけども、前回中学校の体育館にはですね、避難所、防災の関連でですね、空調に対しては補助が出たんじゃないかなと思うんですけども、今回もそういう感じの対応なんですかね、それとも全部財政は玉東町で持ってやるのか、それとも補助があるのか、というところをちょっとお聞かせください。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

財源につきましては、令和6年度に行った際も補助金ではなくて、交付税措置のあります起債のほうを活用いたしました。今回につきましても同じくそちらの交付税措置があります。起債の活用で財政係のほうには協議をしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） また、前年度、前の中学校と同様に、夏休みの期間中を利用して工事をするというところになってきますけれども、この場合はですよ、同じタイミングでやっぱり両方工事を一緒に並行して進めていくとなってくると、2社に見積もり入札、それとも1社でこれも二つともいけるという、どちらの考えでいかれてるんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にはお答えいたします。

先ほど設計につきましては、1社による発注を計画しておりますということで答弁いたしました。工事につきましては、実際設計業務が進む中で、設計業者また監督の協力をいただく建設課のほうに技術的な助言をいただきながら、適切に業者選定、発注の1社にするか2社するかは決めていきたいと思います。ちょっと現時点ではまだ確定できておりません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

こうやってですね、空調の取り組みをですね、積極的に行ってくれたことに本当町長ありがとうございました。

それと次に進みます。最後の部活動の地域連携事業ですよ、これですね、今回災害で消耗品費が7万円、これはサッカー部ということですよ。サッカーのところですよ。何が消耗し

たのかちょっと教えてもらえますか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

練習のとき使う、すみません、私もちょっと細かい名称は分からないんですけども、体育倉庫になおしておったサッカーの道具がということで報告を受けております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） なかなかですね、地域の展開してから、ちょっとなかなかまだですね、難しくてですね、ちょっと分からないけど、このスポーツ用品の購入費ですよ、今、野球部、野球クラブチームにですね、1本バットを購入したて、備品ですね、この備品ですね、どこまで対応できる、してくださるのかなというのが、そこがちょっとね、いまいちちょっと分からんとですよ。

じゃあ剣道で私が例えた場合ですね、審判旗の旗とか、ストップウォッチですね、あと笛とか、そういうのは備品として教育委員会に頼めば、こうやって教育委員会のほうで多少なりともしてくれるのかどうか、ちょっとそういうところですね、備品関係がどこまで対応が教育委員会のほうでしてくれるのか、それとも全くしないのか、でも今回こうやって野球にですね、1本バットの、何本バットを購入したかはちょっと分かりませんけども、やられているケースがあるので、ほかの団体、ほかのクラブ活動チームには、どこまで対応ができるのかというところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

今、例えばの例で挙げていただきました品物につきましては、消耗品の範囲内と認識しておりますので、そちらについては役場の公費での購入、備品としては取り扱わないというようなところで認識しております。

以上です。

（範囲が分かれば。）

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） すみません、金額の範囲というか、備品等は今、購入を一応考えていないと、課長のほうから今あったけど、野球に関しては購入されたとなってるけど、これがちょっと分からんところで、そのところばしっかりと私たちも知っとかんと、やっぱ全部が全部部費で賄っていかないといけないのか、多少なりとも教育委員会でこういう野球の今、事例ば見ると、なんか野球のバットを購入してやったというあれが載っているんで、ちょっとそこだけをはっきりさせてもらいたいと思ってから、お願いします。

○議長（松尾純久君） なんで野球部だけなのかみたいな話だから。

教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 一応備品、役場の財務規則としましては、2万以上が備

品という取り扱いになっておりますので、おおむねそういうところを目安に備品の取り扱いとして考えております。ですのではかに備品等、例えば金額が大きい、そしてクラブとして代々引き継いでいくような道具については、備品として考えて線引きをさせていただいております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ちょっと今の説明でだいぶ理解ができてきたかなと思います。だけん2万円分までは各クラブチームには備品代としてみてあげますよという認識で今の話は大丈夫ですかね。今、2万円分まではというところの備品代で、局長のほうから今、聞けたけれども、（2万以上だろ。）

いやいや2万以上はだめでなっとなつてしょう。

○議長（松尾純久君） ちょっと待ってください。今、2万円以上で言った。ちょっと待って、功刀議員、2万円以上という。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 2万円以上の備品の購入を認めていると。

（消耗品はだめでしょう、金額が2万円以上の。）

○議長（松尾純久君） ちょっとお座りください。

教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 一応今年度から地域移行しましたので、ちょっと細かい取り扱いにつきましてはですね、きちんと線引きを設ける必要があるかと思いますが、今、役場の財務規則としては2万円というのがですね、しておりましたので、ちょっとそこを基準にですね、備品の取り扱いについては線引きをさせていただきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

考え方は共通のやつ、野球でいけばボールとかバットとかヘルメットとか、あとユニフォームなんかは個人のもの、これには補助はないけど、その共通のものがやると。サッカーもサッカーボール、そういうのは共通のものだから出してやろうと。共通のものに対しては補助をやるという考え方でいったらいいんじゃないかなと、そういう形で補助をしていきたいと思います。

○議長（松尾純久君） いいんじゃないかなじゃなくて、それでいくと。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

まだ地域に展開していく中でまだ始めたばかりなんですからね、まだそこらへんのところはですね、まだちょっと分からんところも私のほうもありますけど、またですね、またいろいろと分からんときは尋ねながらね、いきたいと思います。

それとですね、町長、最後、地域移行に関しての部費ば5,000円ずつば町が3,000円ですね、2,000円か、今、補助してもらってるですよ、町長ですね、今度また4月から給食費が本当に無償化に、なんか半減になったけど、国が半分、県が半分という形で、こっちが出す財源のほうです

ね、多少なりとも浮いてくるんじゃないかなと思いますのでね、この部分をまた是非ともね、頭に入れておいていただきたいと思います。

終わります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは19ページをお願いします。

いいですか、6款、農林水産業費、1項、農業費、7目の農地費、18節、負担金補助及び交付金、この説明で西浦課長からの説明が少しありましたけど、ここに計上されている380万、工事費が40万以下ということで、この380万に対してこの災害復旧事業の補助に対する件数は何件になりますか、伺います。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 4番、狩野議員の質問にお答えいたします。

総務課長から8月豪雨災害復旧状況一覧表を配られているかと思いますが、その中のですね、農地災害復旧工事対象外の復旧ということで、事業費13万円以上40万未満の災害が19件ありまして、今回予算を組ませてもらっているのが、この小規模災害復旧工事業の補助金が2分の1補助になりますので、20万掛けるの19件の380万となっております。

以上、お答えします。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 今この一覧表から見ますと、今のところ被害届が19件あるということで、そのあとまた被害届は出そうですか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） もう期間が4か月ほど経ってしまして、今のところ出ないのかなというふうには思っていますが、まだ被害状況を確認されてなくて、もしかして言ってこられるかもしれないというふうには考えております。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、この事業は締め切りとかそういったのが決まっていますか。いつまでの期間が締め切りとか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 予算上です、とりあえず今年度中、3月までもしあった場合にはですね、言っていただければ対応できるのかなというふうに考えております。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） じゃあ今年度中の3月末までが期限ということですね、それで理解してよろしいでしょうか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） そのように理解してもらって大丈夫と思います。

(はい、以上です。)

○議長(松尾純久君) 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

5番、坂村勇治君。

○5番(坂村勇治君) すみません、じゃあ2点、まず14ページのです、2款、総務費の中の財産管理費の中のこの光熱水費です、これは庁舎の件だったのです。この177万2,000円、この庁舎についてはZEB認証で補助金をいただいております、この庁舎建設のときに、ZEBだったのです、私もよく分からん、分かりませんけれども、あのときは発電と消費が一緒みたいな感じの建物であるというようなことで説明を受けておりましたが、結果的にはかなり光熱費が嵩んでいます。そういうところは、やはり現実としてはこういうもんですかね、ということをやっとお伺いする1点と、もう一つ、先ほど功刀議員の質問の中に関連して、20ページ、空調設備がここに設計業務があがっております。山北地区と木葉地区、体育館が空調設備ということで、大体大きさといいますか、平米数は全然中学校の体育館とは違うと思いますけれども、ああいった規模というのは一緒です、空調設備が付くというのは、規模、ああいうような規模の空調設備ということでしょう。その点について伺いと、町長にちょっとお尋ねですこの件について、山北小学校のほうは、地区懇談会の中で、町長は一生懸命言っておられたのが、山北小学校の児童数がこれからどんどん激減していくと、少なくなっていくと。合併で、統合、木葉小学校との統合をしていかなければいけないというようなことの説明をされました。来年度、当初予算を得た、承認を得たあとに、来年度の夏に空調設備に取り掛かっていくというようなことで説明を受けております。実際この空調設備が利用できるのは、来年再来年ぐらい子どもたちがそういった空調設備で、町長はもう10年後にはかなり山北小学校の児童数が減っていきますと。実際何年後にそういった町長の思いというのは含めて、せっかく空調設備まで小学校の体育館にするわけですので、そこのとの兼ね合いをどう考えてのことか、よろしくお願いします。

○議長(松尾純久君) 総務課長、古閑康広君。

○総務課長(古閑康広君) 5番、坂村議員の御質問にお答えいたします。

まず14ページの庁舎の電気代につきましてですが、177万2,000円の今回補正増額をさせていただいております。本来ならば、先ほど坂村議員が言われましたZEBということで、電力消費はパーパーというような説明だったと思います。ですが天候でいろいろ変わってくるということで、まず防災無線室、それからサーバー室、防災無線室とサーバー室につきましては、安定供給をさせていただくために、常に電力会社からの購入をしております。それと1階部分、1階部分のあるまちモールについてもZEBの対象ではなかったんですね。あそこも九電から買っています。というのが、店が入りますので、お店の部分についてはお店側から電気代はいただくということでございますので、その部分が入っていない。それから8月には御存じのとおり大雨で、一晩中エアコンとかつけておりました。それからクーリングシエルトを始めております。その中で一日中あの部屋もですね、エアコンを効かせて、いつでも町民の方が来れるようにしてる関係で、最近ちょっと電気料が上がったということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

(通常はそんなものなのか、常にそういう発生するのかということ。)

5月現在では34万、月ですね、34万4,000円、5月です。だけん4月分ですね。4月使用分が34万4,000円、それから5月使用分も34万4,000円、6月使用分が37万1,000円で7月使用分が40万6,000円、そこから40万円台に上がってきております。やっぱり気候が高くなってきたのでエアコンを使い始めたということです。またこれからも暖房を使い始めますので、こちらのほうも45万、予定では60万円ほどを見込んで今回補正とさせていただいているところです。

以上です。

○議長(松尾純久君) 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長(松永 敏君) 坂村議員の御質問にお答えいたします。

整備をする空調の規模につきましては、今後設計事務所と体育館の大きさ等をもとにですね、必要な整備数とかは協議したいと考えております。

○議長(松尾純久君) 町長、前田移津行君。

○町長(前田移津行君) 坂村議員の質問にお答えします。

山北は当初冷暖房はする気はなかったんです。もう間近に合併というのが迫ってきておると。しかし木葉をしてですね、山北をせんという批判が出ます。批判が出るからというわけじゃないんですけど、山北のですね、その後の利用方法、これはキャンプ場にしたいと。校舎は解いてキャンプ場、そのとき体育館があったほうが便利がいいだろうと。冷暖房完備の体育館、それと避難場所としても、あそこは危険箇所ではありますが、少々なことではあれば崩れない、崩れるという評価をされとるけど、今までずっとあそこは崩れとらんとですから、避難場所としてですね、使うこともできるんじゃないかなと。

年の神公園があります。近場の菊池水源には遠いですが。しかし年の神近いですが。近場の水源地として夏場はほとんど町外ですね、そしてあそこの中で、我々のときは泳ぐことはできなかったけど、今はプールみたいに泳いでる。年の神で、神の水で泳ぐことは禁止されとったんだろうと思うけど、今はそこまで言わないということで、飲み場はですね、ちょっと石を置いて区切っている感じでやっていますけど、そういう利用があるから、キャンプ場にしたらいいんじゃないかと。やっぱり地区懇談会の中でよく言われるわけですね。そのことを考えれば冷暖房をつけとった方がいいんじゃないかと。

そして、大体学校の統合ですね、10年とか去年ぐらいから言ってますけど、それよりも早まるんじゃないかなと。それは何故かというと、建物自体がですね、劣化してます。天井が剥離してコンクリートが剥がれてくると、やっぱり危険校舎になっている。そういうことを考えればですね、これは早めの合併を、統合を考えていった方がいいんじゃないかなと思うようになりましたので、両方冷暖房はつけておくという考えに至ったわけです。

○議長(松尾純久君) 5番、坂村勇治君。

○5番(坂村勇治君) 私もそういったサーバー室だったりとか、そういう諸々のところは入っていないというのは認識していませんでした。もう一貫してあれが建物というような認識で、年間でするとどのくらいの電気代、40万とか60万予想をされておりますけれども、これまでどのくら

いの、そんな程度ですと60万ぐらいの予想されているということですかね、暖房が今度入ってくるということで、年間ではそれは、そこだけではちょっと発電消費で0になるぐらいの予想ですか。その建物、サーバー室は別に、サーバー室とかそちらのほうは別に。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂村議員の御質問にお答えいたします。

電気料、まず実績ですが、昨年度の電気量、令和6年度分でございますけれども、合計で360万6,000円でございます。今年度は実績見込みで597万円を見込んでおります。といいますのも、今後ですね、電気代につきましては単価のほうも上がってきております。そのへんも見込みまして、今回600弱の予算見込みとなりますが、今、職員のほうにも節電のほうも呼び掛けておりますので、若干下がってくるのかなと思います。

これからの何だったですか、これからの消費量、一応60万の推移を見込んでおりますが、ちょっと下がってくるようには努力したいと思います。

ただ蓄電池がございます。蓄電池、夕方になりまして日が沈んだあとは、その後夜の電気は蓄電池で使っています。その蓄電池がなくなったら九電からもらうような形になります。ですから役場のほうでも残業とかすればすぐに蓄電がなくなります。この間のような災害で、待機的时候はすぐなくなりますのでその分は電気代が上がると。だから蓄電池がある間は、夜はその蓄電池で賄いますが、なくなれば九電から買うという形になりますので、またその状況次第で変わってきます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 蓄電池を設置するということも庁舎建設のところに言われてましたので、結構その蓄電池で十分対応できるのかなと、今、話を伺ってですよ、そんな大した蓄電池じゃないということですね、あれだけの庁舎を維持していくための電気量というのはですね、そんな蓄電池だったわけでしょうね。

（使い方次第と思いますが。）

なるほどね、分かりました。意外と私たちの感覚、感触から言いますと、ZEB認証ということで、発電と消費がイコールなんだというような説明を庁舎建設の段階で受けていましたので、ああなるほど電気代が要らないのか、光熱費が要らないのかなという、一見そういうふうな思いでございました。

今回ここにこういった光熱費が出てきて、実際の姿が見えてきましたので、それはそれで仕方ないことですね当然、分かりました。その件につきましては終わります。

じゃあ町長の統合の件に入りますけれども、関連させてもらってお話をさせてもらっているわけですが、規模というのは当然、今度見積もりといいますかされてされるわけですので、私が一番関連して考えたのが、じゃあ何年後に統合を町長が考えておられるのか、どういう形で流れができていくのか、その間わずかな期間、5年とか6年ぐらいの体育館のために、子どもたちのために、幾らかかるか分かりませんよね、この空調設備が。電気代もどれだけかかるか分かりませ

ん。

中学校の体育館の電気料というのは、今の現時点で分かりますかこの場で、どのくらいかかってるといのは年間、ざっとどのくらいかなって分かりませんか。

(すみません、ちょっと。)

よかです。分からなかったらかまいません。結構統合したときには当然、今、初めて町長がキャンプ場とか、それでも電気代が要ってキャンプに来られた方たちが、そこを利用されるということはある得ん、電気代が要るようなところはなかなか利用されんと思いますけれども、構想としては町長はそういうふうを考えて、避難も避難所としても利用できたときに、空調設備があったらいいだろうということで、そういうことも想定しながら空調設備を考えていくんだと。

木葉はイエローゾーンに入っていますかね、あそこの体育館は、校舎は、イエローゾーンに入っているでしょう多分。

(入っています。)

だけんあそこも大体いうと避難所的には無理なんですよ。山北地区はレッドゾーンが、あの裏が高い絶壁で、レッドゾーンに入っているということですけれども、町長いわく、もうずっと前から崩れることはない、そういった形で、それでも山北小学校の児童数がどんどん減り続けますと。地区懇談会の中でこのことを町長が一生懸命言われて、今の庁舎も山北小学校の校舎も非常に斬新な建物ですけれども、雨漏りとかそういったのが非常に弱いと。風化してきていると。それに維持していくためには、相当の金を必要とするというようなことで、児童数は減るということも含めて統合を考えていきたいというような説明をされました。

今回、その空調のことが出てきましたので、統合してから空調、ここ何年かは子どもたちのためにですね、今もこの暑い中でいろんな学校は工面をされながら、授業の工面をされながら体育館の利用されていると思います。一番暑い時間帯には、そういった体育館の中でもですね、避けてそういったされてるんじゃないだろうかというふうには認識をするわけです。それでも何とか今やり繰りをしながら子どもたちの授業を進めておられると思いますけれども、そこに空調が入ることによって、中学校の体育館と同じような、子どもたちが昼の外は40℃を超えるような状況の中でも、そういった授業を受けられるような環境づくりができていく、これは子どもたちにとっても保護者にとってもありがたいことですが、考えてみれば大変な予算といいますか、経費を計上していくわけですね毎年、電気代がどのくらいかかっているのかというのを、私たちもちょっと知りたいなというふうに思いましたけれども、ここではちょっと把握できないということですので、それが統合で山北小学校から中学校近くのところ小学校を建設していくというようなことで町長考えておられますので、そうなったときに全く無駄、無駄と言え私は無駄になるというふうに思うわけです。その点について。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 5番、坂村議員の質問に答えます。

心配されることは重々分かっています。しかし、あそこの体育館を空調を入れとけば、ビーチの練習とか地区の人たちが利用できます。中学校、木葉小学校、町民体育館、町民体育館は浸か

ったからもうしばらくは入れません。木葉小学校と中学校の体育館、山北小学校であればですね、やっぱりそれぞれの地区で利用できるから、そっちのほうが大きくあとからはですね、利用価値があるんじゃないかなと思っております。

大体電気代はですね、あれは時間に2,000円だったかな中学校は、幾らかい。

(2,000円で使用料はいただいております。)

大体そこで賄っとるはずで電気代は、そういう考えでいけばですね、小学校は狭いからその分はちょっとLEDになりますから安くなるんじゃないかなと思っています。やっぱり造ればですね、維持費がかかりますから、いろんな形で利用方法を考えていくと、そういうふうを考えております。

小学校の校舎、これはやっぱり2、3,000万毎年かかっております。10年で2億から3億かかるということですね、劣化が進んでいけば、大体もう8年ぐらいでは使用できなくなるんじゃないかなと、そういうふうに思っていますので、中学校の校舎は私が16歳、卒業した年にできました。16歳のときですからかれこれ60年になります。この前ですね、太宏設計があそこは設計していますから、太宏設計を呼んで、今からあの中学校はどれくらいもつかと、ちょっと計算してくれと言ってます。あの中学校が今から40年ぐらいもてばですね、そこに併設した小学校の増設をやればいいと、しかし、そんなもたんだっただけですね、この際小中一貫で建て替えるかと、しかし小中一貫で建て替えたなら相当な金がかかります。できるならば今の中学校が40年ぐらいもてば、中学校も利用しながら造っていききたいと。武道館の裏は学校用地として確保していききたいと。そこに小学校の体育館とか運動場、サブグラウンドを造れるという、そういう構想を持っていますけど、私の次の代がやってくれるんじゃないかなと思っていますから、青写真だけは作ってみたいと思っています。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 分かりました。確かに子どもたちにとっては、非常に厳しい暑さを迎えるようなことになってきておりますので、そういった環境の中で授業を進めていけるということは、非常にありがたいことだというふうに思います。本当、町長が言われたように同じような心配、私も心配しながら、町長も心配しながら統合を進めていくというような考えでおられますので、それはそれで進めていく時期にきたのかなと、そういう時代に入ったのかなというふうには思います。是非子どもたち、子どもたちは非常にのびのびと育っていつてもらいたいと思いますので、今回のことについては非常にありがたいことだと思っております。

これで終わります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君の質疑を終わります。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 1か所だけ確認させてもらいたいと思います。20ページ、土木費河川費、説明欄の一番上です。河川総務費、木葉川逆流防止フラップゲート工事費61万5,000円、これは洪水で傷んだのですか。それともう一つは、これは暗渠の蓋でしょうか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 7番、林議員の質問にお答えします。

こちらはですね、場所は土生野学習センターの裏のほうにですね、木葉川に出ているフラップゲートとなりまして、今回の8月の豪雨によって破損したため、復旧するための工事となります。状況としては、排水が木葉川に出てですね、逆に木葉川が増水したときに排水に逆流しないようなための鉄板として施工する予定となっています。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 暗渠じゃないということね、暗渠、あの木葉川の逆流せんような結局蓋ということでしょう。

（はい蓋です。）

これは木葉川には何か所ぐらいあるんですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） すみません、ちょっと確認していませんので何か所かはちょっと分からないですけども、町道分の木葉川に出ている分は全部同じような状況になっているかと思っています。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 木葉川のほうに付いている蓋となれば、かねての管理というのは町ですべきなんですか、それとも国のほうですべきなんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 質問にお答えします。

一応その場所につきましては、町の管理物となります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 木葉川のほうだから管理はね、身近な玉東町がやるべきかもしれないけど、費用負担は国がすべきではないのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 形としては内水をですね、木葉川に出させてもらっているという形ですので、占用物ということですね、なっていますので、町が管理することになります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） させてもらっているとされると何も言えなくなりますけど、なら逆に最初に言いましたように、洪水でやられたらその補助はあるということですかね。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） この公共施設につきましては、補助の基本額がありますので、今回公共施設は60万以上が補助の対象ですけども、今回61万5,000円ですね、実際にこれから入札と

か契約する場合に60万を下回るときにはですね、その補助が使えませんので、今回は単独費用、単独の補助として工事をする予定になっています。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 暗渠の蓋が逆流せんごつ閉まって流れてこないようにするということは、水位が下がれば蓋は本当は要らないんですよ。だしたら木葉川の底浚いをね、急がなきゃならないと私は思うんですけども、答弁は要りませんけどね、底を深くすれば水位が下がるから、本来わずかな増水でも関係ないと思いますからね、拡張と多分ですね、私が知る限りはわずかではあるんですけども、暗渠、うちの真横にもあるんです。前のときにはですね、今の暗渠じゃなくてもっと前、私がちょうどあそこに引っ越したころの暗渠は、かねてがすうっと流れよったんですよ。ところが、今度は生活排水が溜まってしまう。それを今更言ったってしょうがないけど、言いたいことは、国の管轄ではなかったのかということと、底浚いでね兼ねては防げるものだとすることを伝えてほしいというような感じです。

以上終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 3点お願いします。12ページ、説明欄中ほどですね、町有自動車事故共済金これの内訳をお願いします。20ページこれも中ほどです。共同調理場運営費の中の給食配送車リース料、これ前回4か月分だったが今回3か月分になっているので、3か月でこれは修理ができるという見込みなのかなというの確認と、あと21ページの一番上です。教室床張り替え工事費、これが木葉小学校の2階の教室の床ということだったんですが、雨漏りとのことで、その雨漏りの工事はされないのかというところですよ。お願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 1番、前田議員の御質問にお答えいたします。

12ページの町有自動車事故共済金、この内訳ということでございますが、まず事故の、公用車が事故を起こしたときに修理してその分をいただく共済金、これにつきましては3台分でございます。35万801円です。それから解約返戻金、これは下取りに出した分、公用車を下取りに出した分で共済金が返ってくる分で、2台分でございます。2万6,090円です。次に、今回の8月の豪雨被害を受けて車を廃車した分、その分で共済金があった分が全部で5台分でございます。これはほとんど教育委員会の給食配送車、給食配送車は損害を受けた分の共済金があった分、それから4台分、すみませんもう一回言います。教育委員会ですね、損害共済分が教育委員会分で5台あって、1台分の給食配送車、これが損害を受けた分が115万円きております。それからあと残りの4台、教育委員会にございましたこれ廃車、水に浸かってしまつて廃車するといった分です。これが4台分でございます。全部で、1台ずつ言います。40万円が1台、40万円がもう1台、35万円、15万円という内訳になっております。

以上でございます。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 1 番、前田議員の御質問にお答えいたします。

配送車両につきましては、修理の発注を既に行っております。ただメーカーが抱える在庫、修理をする在庫が多数抱えておられるということで、実際着工されるのは年明けの予定となっております。現在の見込みでは3月末の修理が終わってからの納車ということでメーカーからは聞いております。ただ、実際着手してから追加の修理等が発生する場合があるかもしれませんが、現段階での見込みでは年度末の納車予定となっております。

続きまして、木葉小教室床張り替えの伴うその原因についての対応ということですが、原因につきましては、2階の屋根の平面部の校舎立ち上がり壁の貫通しておりますダクト部分の項キング剤の効果や破断によって、その部分から通常の雨であれば排水されるんですけども、今回のような8月の線状降水帯のような場合は排水しきれずに水位が上がったことにより、建物内部に水が侵入、入ったというようなところが業者の見立てでありまして、来年度予定しております。改修工事に加えてそちらの対応もする予定であります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

じゃあですね、まず保険のほうなんですけど、前回補正であがっていましたが公用車の買い替え費用、これプラスのこの費用を使うということですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 公用車の買い替え費用とはまだ別に考えていただきたいんですけども、ただ、これは歳入で入ってきます。入ってきた分が入ってきた分ではありますが、今後の公用車の買い替えに充当してもいいかなとは考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

そしたら先ほどの給食のトラックの分も115万円出てるんですよね。この分はさっき国からのあれが出てますよね、災害の、これもじゃあ違うところに使えるという話ですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

20ページに中ほど10款、教育費、1 項、教育総務費の中ほどに、給食配送車リース料100万とありますが、その中ほどに、特定財源の中にその他115万円がありますので、こちらのほうに充当させていただいているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ああそういうことですね、ここに入ってるということですね、理解しま

した。ありがとうございます。

その給食配送車の分ですね、3か月で修理ができるだろうということで、このリース料というのは国からの補助は出ないんですよね。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 1番、前田議員の御質問にお答えいたします。

こちらのリース料につきましても、国からの補助の対象にならないかということで協議をさせていただいたんですけども、補助の対象にはならないと、ただ、今回の補正予算であげてありました起債ですね、7ページ、地方債補正、この起債の中の一般単独災害復旧事業債の1,620万の中にリース料も入っております、この中で交付税の措置があるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

そしたら最後、教室ですね、その雨漏りの原因と修理もされるということなんですけど、この張り替え工事は冬休みとかにされるんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 1番、前田の御質問にお答えいたします。

一応この12月議会に補正予算は計上させていただいておりますので、これからの発注ということになりますので、3月の春休みで、一応この予算書の6ページに記載しております繰越明許費、この一番上の段の木葉小学校施設整備事業というのがこちらの床張り替え工事にあたりまして、ちょっと3月末まででは難しい、年度をまたぐだろうということでしたので、年度またぎの春休み期間で改修工事をする予定です。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございました。結構です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） それでは、ちょっと災害復旧の工事費といいますか、の中でちょっと気になる点があったもんだから、この前配られている災害復旧状況の一覧表の中で、山北小学校の梅林の下の道路の法面が崩壊ということで、これは公共災害にて対応というふうに書いてあるので、それはもちろん非常にありがたいかなと思ったんですけど、これは対応の理由のところに町道のためて書いてあるけど、あそこは町道だったのかなというふうなのがちょっと確認したいというのがあったんで、もし町道でなくてもここは当然学校の用地の中の公共施設の中なので、別に気にするほどではないかなと思ったんですけど、その点について説明していただければと思います。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 清田議員の質問にお答えします。

あの部分はですね、あの道は町道となっております。そのため今回の町道としての災害復旧工事として、今年度3月までには一応終わる予定で今、入札から準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） じゃあちょっと私の勘違いだったのかなあ、あそこが町道であったのはかつてで、そのあと町道から今のまっすぐ上がって土手のところを越えていくところに変更になったような、ちょっとそんな記憶があったもんだから質問してみました。あそこが町道であれば別にかまいません。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時13分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第57号 令和7年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（松尾純久君） 日程第8、議案第57号「令和7年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） それでは、議案第57号について御提案いたします。

1枚目をお開きください。

議案第57号、令和7年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,219万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,734万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年12月10日提出、玉東町長。

1ページです。

第1表、歳入歳出予算補正、補正のある項目のみ読み上げます。

歳入、1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税、517万円を減額します。

3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、176万円を追加いたします。

7款、繰入金、1、他会計繰入金、13万円を減額します。

8款、繰越金、1項、繰越金、3,573万円を追加いたします。

歳入合計、補正前の額に3,219万円追加し、7億6,734万4,000円といたします。

次のページをお願いします。

歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、164万4,000円を追加いたします。

2款、保険給付費、1項、療養諸費、2,101万9,000円を追加いたします。2項、高額療養費、1,000万円を追加いたします。

3款、国民健康保険事業費納付金、1項、医療給付費分、24万8,000円を追加いたします。2項、後期高齢者支援金等分、169万8,000円を追加いたします。3項、介護納付金分、321万9,000円を減額いたします。

次のページです。

8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、80万円を追加いたします。

歳出合計、補正前の額に3,219万円を追加し、7億6,734万4,000円といたします。

6ページをお願いします。

2、歳入、1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税、517万円の減額です。内訳としましては、現年度分の医療、後期、介護分を記載のとおり減額いたします。歳入見込みによる減額でございます。

2枠目、3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、12目、子ども・子育て支援事業費補助金、176万円の追加です。こちらは子ども・子育て支援金システムのシステム改修補助分に充てられます。100%国庫補助でございます。

ここでちょっと子ども・子育て支援金について御説明させていただきます。

現在全国で少子化、人口減少にある中、国のこども未来戦略において、児童手当等の抜本的な拡充を図るため、子ども・子育て支援法の一部改正が令和6年施行されております。この未来戦略及び法律に基づき、給付費等を支える財政基盤の確保のため、国保、後期高齢者医療、健康保険組合証などの医療保険料から、全世代に子ども子育て支援金を令和8年度4月から徴収するこ

とになっております。

説明は終わりましたので予算説明に戻ります。

3 枠目です。7 款、繰入金、1 項、他会計繰入金、1 目、一般会計繰入金、13 万円の減額で、職員給与費等の繰入金を減額いたします。

8 款、繰越金、1 項、繰越金、2 目、その他繰越金、3,573 万円の追加で、決算に伴い前年度の繰越の計上でございます。

次のページ、3、歳出です。

1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費、164 万 4,000 円の追加でございます。3 節は 13 万円の減額で、定期異動に伴う補正で説明は省略させていただきます。12 節の委託料、176 万円は、子ども・子育て支援金システムの改修委託料でございます。22 節、償還金、利子及び割引料は 1 万 4,000 円、令和 6 年度の社会保障・税番号システム整備費補助金の実績報告に基づく償還金の計上です。

2 枠目です。2 款、保険給付費、1 項、療養諸費、1 目、一般被保険者療養給付費と次の枠の 2 項、高額療養費、1 目、一般被保険者高額療養費、それぞれ 2,101 万 9,000 円と 1,000 万円は、繰越金が歳入で計上しておりまして、不測の事態に備えその分の療養費と一般高額療養費を給付費に充てるため計上させていただいております。

最後の枠です。3 款、国民健康保険事業納付金、1 項、医療給付費分、1 目、一般被保険者医療給付費分、24 万 8,000 円の追加です。

次のページをお願いします。

2 枠目です。2 項、後期高齢者支援金等分、1 目、一般被保険者後期高齢者支援金等分、169 万 8,000 円で、3 枠目の 3 項、介護納付金分、1 目、介護納付分、321 万 9,000 円、それぞれ確定に伴う増額及び減額の計上でございます。

最後の枠です。8 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、1 目、一般被保険者保険税還付金、80 万円の計上で、国民健康保険税還付金でございます。修正申告等により還付金が不足する事態になっておりますので、増額をするものでございます。

9 ページ以降は職員給与費等でございますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上、提案いたします。よろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番、清田高広君。

○8 番（清田高広君） まず 7 ページのこの真ん中あたりですね、保険給付費のこの一番説明のところの、一般被保険者療養給付費と高額療養費ですか、これが先ほどの説明だと、不測の事態に備えたというふうな説明だったんですけども、要するに、これまでのあいだに予算化していたのが少なくなって、費用が嵩んだので足りなくなったために、予算を補正組んだのかなと思うけど、ちょっと金額的に大きすぎるかなという気がしたので、不測の事態のためだけなのか、もう少しそのへん詳しく説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、岩川康幸君。

○福祉課長（岩川康幸君） 8番、清田議員の御質問にお答えいたします。

7ページの一般被保険者療養給付費と高額療養費については、当初の予算計上の推移で、大体おおむね毎月費用は消化しております。ただ昨年度も1件当たり3,000万の費用が発生した場合がありますので、そういうことがこれ以降にある可能性もあるので、ちょっと不測の事態に備える感じで予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） あくまでも不測の事態ということで、以上、質問を終わります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第58号 令和7年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（松尾純久君） 日程第9、議案第58号「令和7年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長、岩川康幸君。

○福祉課長（岩川康幸君） 議案第58号を御提案します。

予算書の方は1枚おめくりください。

議案第58号、令和7年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,868万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,112万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条（債務負担行為の補正）債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為」によ

る。令和7年12月10日提出、玉東町長。

第1表、歳入歳出予算補正、こちらは補正のある項目のみ御説明いたします。

歳入、1款、保険料、1項、介護保険料、900万円を追加します。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、57万2,000円を追加します。

5款、県支出金、1項、県負担金、5万8,000円を追加します。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、404万5,000円追加します。

9款、繰越金、1項、繰越金、2,501万円を追加します。

歳入合計、補正前の額に3,868万5,000円を追加し、8億6,112万8,000円とします。

次のページをお願いします。

歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、141万7,000円を追加します。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、2,260万円を追加します。6項、特定入所者介護サービス等費、300万円を追加します。

8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、880万5,000円を追加します。

9款、予備費、1項、予備費、286万3,000円を追加します。

歳出合計、補正前の額に3,868万5,000円を追加し、8億6,112万8,000円とします。

すみません、13ページをお願いいたします。

本来なら第1表のあとにですね、起債をするのですが、順番掲載の誤りです。申し訳ございませんでした。

第2表、債務負担行為補正、1、追加分は、事項、第10期玉東町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託料、期間、令和7年度から令和8年度、限度額を485万円。

続いて、事項、地域包括支援センターシステムクライアント更新リース料、期間、令和7年度から令和12年度、限度額を699万4,000円と設定をしております。

2、変更分は、地域包括支援センター公用車リース料、変更前が85万8,000円、変更後が26万4,000円です。

6ページにお戻りください。

2、歳入、1款、保険料、1項、介護保険料、1目、第1号被保険者保険料、900万の追加で、現年度分特別徴収保険料の調定金額増加に伴うものです。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、6目、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業、57万2,000円の追加で、システム改修に伴う2分の1の補助となります。

5款、県支出金、1項、県負担金、1目、介護給付費負担金、5万8,000円の追加で、過年度分の追加交付になります。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金、320万の追加で、現年度分の給付費増加に伴うものです。4目、その他一般会計繰入金、84万5,000円の追加で、内訳としまして、1節、職員の給与等繰入金、27万3,000円、2節、事務費繰入金、57万2,000円になります。

9款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金、2,501万の追加で、繰越金につきましては、令和6年度の確定に伴うものです。

次のページになります。

3、歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、141万7,000円の追加で、3節、職員手当等、27万3,000円と12節、委託料、114万4,000円の追加になります。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、5目、施設介護サービス給付費、2,260万の追加で、施設介護サービス給付費は、当初予算で75名程度で計上しておりましたが、実績としまして平均80名程度で推移しているため増加をしております。

2款、保険給付費、6項、特定入所者介護サービス等費、1目、特定入所者介護サービス費、300万の追加で、特定入所者介護サービス給付費の増です。

8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、4目、償還金880万5,000円の増で、22節、償還金、利子及び割引率880万5,000円は、令和6年度国給付金償還金163万1,000円、令和6年度国地域支援事業交付金償還金444万5,000円、令和6年度県地域支援事業交付金償還金239万9,000円、令和6年度国低所得者保険料軽減償還金16万1,000円、令和6年度県低所得者保険料軽減償還金8万1,000円、令和6年度介護保険事業費補助金償還金8万8,000円になります。

次のページをお願いいたします。

9款、予備費、1項、予備費、1目、予備費、286万3,000円の追加で、歳入歳出の合計を予備費で調整をしています。

次ページ以降は給与明細書になります。説明は省略しますので御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第59号 令和7年度玉東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（松尾純久君） 日程第10、議案第59号「令和7年度玉東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 議案第59号について御提案いたします。

1 枚目をお開きください。

議案第59号、令和7年度玉東町後期高齢者医療特別会計予算書（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ352万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,201万6,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年12月10日提出、玉東町長。

1 ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、補正のある項目のみ読み上げます。

歳入、1 款、後期高齢者医療保険料、1 項、後期高齢者医療保険料、400万円を減額いたします。

3 款、国庫支出金、1 項、国庫補助金、352万円を追加いたします。

4 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、400万円を追加いたします。

歳入合計、補正前の額に352万円を追加し、1 億2,201万6,000円といたします。

次のページをお願いします。2 ページです。

歳出、1 款、総務費、2 項、徴収費、352万円を追加いたします。

歳出合計、補正前の額に352万円を追加し、1 億2,201万6,000円といたします。

5 ページをお願いします。

2、歳入、1 款、後期高齢者医療保険料、1 項、後期高齢者医療保険料、1 目、特別徴収保険料、400万円の減額です。現年度分で、今回調定に基づき保険料の見込み額を算定し、減額補正をしております。

2 枠目です。3 款、国庫支出金、1 項、国庫補助金、1 目、国庫補助金、352万円の追加です。システム改修補助金352万円で、こちらも国保と同じく、子ども・子育て支援金システムの改修補助でございます。100%国の補助でございます。

最後の枠です。4 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、1 目、事務費繰入金、400万円の追加でございます。

6 ページをお願いします。

3、歳出、1 款、総務費、2 項、徴収費、1 目、徴収費、352万円の追加でございます。12節の委託料で、子ども・子育て支援金システム改修の経費でございます。

2 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1 項、後期高齢者医療広域連合納付金、1 目、後期高齢者医療広域連合納付金で、補正額に増減はなく、財源の組み替えでございます。

以上、提案申し上げます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第60号 令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(松尾純久君) 日程第11、議案第60号「令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長(清田善雅君) よろしく申し上げます。議案第60号について御提案させていただきます。

2枚おめくりください。1ページになります。

議案第60号、令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算(第2号)。

(総則)第1条、令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)第2条、令和7年度玉東町簡易水道事業会計予算、第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。左から、項目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

4、主要な建設改良事業、管路建設改良費、4,352万8,000円、300万円、4,652万8,000円。

(収益的収入及び支出)第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、水道事業収益、1億1,634万9,000円、2,418万6,000円、1億4,053万5,000円、第1項、営業外収益、4,517万円、2,418万6,000円、6,935万6,000円。

支出、第2款、水道事業費用、1億3,852万8,000円、456万6,000円の減、1億3,402万2,000円、第1項、営業費用、1億3,303万2,000円、450万6,000円の減、1億2,852万6,000円。

次のページになります。

(資本的収入及び支出)第4条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,035万9,000円は、当年度消費税資本的収支調整額773万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金264万2,000円を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額410万9,000円は、当年度消費税資本的収支調整額410万9,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款、資本的収入、1億6,506万7,000円、950万円、1億7,456万7,000円、第1項、企

業債、1億1,700万円、950万円、1億2,650万円。

支出、第4款、資本的支出、1億7,542万6,000円、325万円、1億7,867万6,000円、第1項、建設改良費、1億3,602万8,000円、300万円、1億3,902万8,000円、第3項、固定資産購入費、65万1,000円、25万円、90万1,000円。

(企業債)第5条、予算第6条に定めた企業債を次のように改める。次の3ページをお開きください。補正後の起債の目的及び限度額を読み上げます。

簡易水道事業建設改良費1億2,650万円、こちらは950万円増加しております。公営企業適用650万円、こちらは変更ありません。

(一時借入金)第6条、予算第7条中1億6,700万円を1億7,240万円に改める。

(他会計からの補助金)第7条、予算第10条中、4,772万1,000円を7,190万7,000円に改める。

令和7年12月10日提出、玉東町長。

続きまして、補正予算に係る説明書になります。詳しく明細になりますので、最後から1枚戻ってもらって13ページをお開きください。こちらの明細書によって説明させていただきます。13ページになります。

令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算(第2号)実施計画明細書、収益的収入及び支出、収入、1款、水道事業収益、2項、営業外収益、2目、他会計補助金、460万4,000円、2,418万6,000円、計2,879万円、一般会計補助金、こちらは今後必要となる水道管の敷設や管の更新や維持に必要となる経費を一般会計から繰り入れるものとなります。

続きまして、下段になります。支出、水道事業費用、1項、営業費用、2目、配水及び給水費、3,175万1,000円、639万6,000円、計3,814万7,000円、光熱水費、200万円、こちらは水道施設電気代の不足分として計上しております。

続きまして、通信運搬費8万円、委託料300万円、こちらは新設水源の水質検査委託料となります。手数料31万6,000円、水質検査代となります。修繕料100万円、こちらは水道管及びポンプ施設の修繕料として計上しております。

続きまして、14ページになります。

4目、総係費、3,657万9,000円、1,090万2,000円の減、計2,567万7,000円、委託料、マイナス968万円の減額になります。こちらは水道ビジョン他策定委託料となっておりますが、この業務の中に年の神水源を利用した国への申請事業が入っておりまして、こちらは水質検査完了後に申請となりますので、翌年度に変更するためその分を減額しております。

続きまして、貸倒引当金繰入金、122万2,000円の減額、こちらは収入未済額で不能欠損予定額となりますが、本来本年度分のみ計上するところを全体を計上していたため減額修正するところになります。

続きまして、1枚めくっていただきまして15ページとなります。

続きまして、資本的収入及び支出、収入の部です。3款、資本的収入、1項、企業債、1目、企業債、1億1,700万円、950万円、1億2,650万円、こちらは950万円は今回の工事請負費300万円と6月補正分の工事費650万円の起債分となります。

続きまして下段となります。

支出、4款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、建設改良費、1億3,602万8,000円、300万円、1億3,902万8,000円、工事請負費、300万円、こちらは水道管敷設工事の資材及び人件費の高騰分と稲佐水道工事の追加事業分となります。3項、固定資産購入費、1目、固定資産購入費、65万1,000円、25万円、90万1,000円、こちらの25万円は、水道管路システムを今年度導入しております、それに関連する付属機器の購入分の費用を計上しております。

以上、御提案いたします。よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、最初清田課長が説明でありました3ページをお願いします。

補正後の欄の中で、起債目的、簡易水道事業建設改良費、950万円増の説明がありましたけど、この要因とは何があったのでしょうか、説明を伺います。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

まず950万のうちですね、650万円につきましては、6月に補正しております県道、そこの安成病院前の水道管工事の分の起債分となります。残りの300万円につきましては、今回、先ほど説明いたしました人件費、資材等の高騰の分に影響する分の増加分と、稲佐水道工事に係る分の起債を借り入れるものとなります。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 今、工事が行われている土生野線の県道工事の改良に伴う経費の増ということですか。

はい、分かりました。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 13ページ、備考欄のね、支出の備考欄の下から2行目と3行目、まず委託料300万、新設水源水質検査委託300万ですね、それとその下の手数料31万6,000円、水質検査、上の委託料は新設のときに必ずすべき義務的なことなのか。こちらから思えば、近くに水源があって、同じ水質だと思うから、こんな300万もかけてする必要があるのかな、どの辺まで調べられるのかなということと、下のとどう違うかて、31万と300万どう違うかということをやっと説明していただきたい。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） まずですね、委託料の新設水源水質検査委託料につきましては、新しく掘っている分ですね、水質検査委託費ということですね、必ず新設した場合とかですね、国の認可申請を受けるために必要となりますので、その分の費用ということになっています。

下の水質検査の分につきましては、現在ほかの水源のですね、水質検査をしております、それと別にですね、追加で水質検査をする必要がありましたので、その分の水質検査手数料ですね、こちらで手数料の場合は町のほうで採取した分を持っていく分の手数料となりますので、その分の費用となります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ下の手数料の31万6,000円というのは、これは毎年かかるということですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） もともと当初に計上しております、この分は追加でですね、今年から水質検査する必要がある項目が増えましたので、その分の費用ということになります。毎年増えて、この分は追加となります。

（同じ水質検査なのに何でこんなに高いのかというのは。300万と31万。）

300万円の費用につきましては、水質検査を今、年の神の分はですね、井戸を掘っただけの状態になりますので、その中に水中ポンプなどのリース料も含まれますので、その分の費用として300万を計上しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 300万のほうは義務的なことですね、新設した場合はね。水質検査は保健所に行くとしてやらしたいという、その委託は保健所じゃなくて別の専門機関ということですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） すみません、300万円の分についての委託料になりますかね。はい、こちらはですね、水質検査委託自体を入札して業者を決めますので、その業者が民間の水質検査会社にですね、提出されると思います。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） この専門業者というのは、この辺近くに何件かあるんですか。それともここしかないからというて競争入札ではないわけ。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 県内に数社あります。この近辺にはありませんので熊本市内のほうになるかと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） これは一つの井戸に対し、今度2か所でしょう、2か所で300万ということね。それとも他にもまだするというなら、1か所300万かかるのか、その一緒にやっちゃうから300万で済むのかというのをちょっと。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） すみません、最初の説明で付け加えとくとよかったですけれども、300万円は1か所となりまして、1か所分につきましては、当初予算でですね、計上しております。今回の分は2か所目、年の神公園の分の費用が300万かかるということになります。主な理由はリース料が1年間ですね、まるまるリースするということですので、その分の費用が高騰するということになります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） はい、分かりました。質問を終わります。

7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで散会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本日は散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。明日午前10時に開会します。

起立、お疲れさまでした。

散会 午後2時57分